



平成25年5月28日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 小松 裕介
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室
電話番号 03-5786-3900

新株発行差止等仮処分命令の申立て却下に関するお知らせ

平成25年5月18日付「新株発行差止等仮処分命令の申立てに関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、当社株主であるロイヤル観光有限会社（以下「ロイヤル観光社」という）及び東拓観光有限会社（以下「東拓観光社」という）より、東京地方裁判所におきまして新株発行差止等仮処分命令の申立て（以下「本申立て」という）を受けましたが、本日、東京地方裁判所より却下決定がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 却下決定に至った経緯

当社は、平成25年5月14日付「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、上田和彦氏を割当予定先とした第三者割当による新株式の発行を実施することを決議しております。これに対して、ロイヤル観光社及び東拓観光社が、当社に対し、平成25年5月17日、東京地方裁判所におきまして本申立てを行いました。本日、東京地方裁判所は、本申立てについて、理由がないものとして却下決定を言い渡しました。

2. 却下決定があった裁判所及び年月日

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 却下決定がされた裁判所 | 東京地方裁判所 |
| (2) 却下決定があった年月日 | 平成25年5月28日 |

3. 本申立てをした者

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 名 称 | ロイヤル観光有限会社 |
| (2) 本店所在地 | 広島県広島市中区広瀬北町3番36号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 瀬川 洋幸 |

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 名 称 | 東拓観光有限会社 |
| (2) 本店所在地 | 広島県広島市中区広瀬北町3番36号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 山田 孝義 |

4. 却下決定の内容

- (1) 本件申立てをいずれも却下する。
- (2) 申立費用に債権者らの負担とする。

5. 今後の方針及び見通し

今回の却下決定につきましては、当社の新株発行が適法であることを認定するものであり、妥当なものであると考えております。

今後、ロイヤル観光社及び東拓観光社による不服申立てがなされた場合等には、適宜、開示してまいります。

以 上